

情報公開事務の効率化について

佐間野 貴広

近畿地方整備局 総務部 人事課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

情報公開法の施行(平成13年4月1日)から10年以上が経過したが、ここ数年、近畿地方整備局が保有する行政文書に対する情報公開開示請求は急激に増加している。そこで、近畿地方整備局における情報公開事務の現状と問題点を考察すると共に、情報公開事務に関係する各担当職員の負担を軽減するために行った事務の効率化に関する取り組みについて、発表する。

キーワード 情報公開, 業務改善, 効率化

1. 情報公開法について

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下、「情報公開法」という)」は、平成13年4月1日に施行された。情報公開法は第1条の目的に明記されているとおり国民主権の理念にのっとり立法化されたものであり、その内容は「行政文書の開示を請求する権利等」を定めることで、1) 行政機関が保有する情報の一層の公開が図られ、2) 政府が国民に対して持つアカウンタビリティ(説明責任)を全うし、3) 国民が行政運営について必要な情報を入手し、その運営に対して適正な意見を形成することで、公正で国民の意見が反映された行政を実現することに資すること、以上の3点を主な法律の目的としている。

(1) 情報公開制度の概要

①誰でも(未成年・外国人も可)、利用目的を問わず、行政機関の保有する全ての行政文書を対象として開示請求ができる。

②開示請求があった行政文書は、原則開示する(請求の日から30日以内)。ただし、個人情報などの「不開示情報」は除く(本人からの開示請求でも同様)。

③不開示決定等に対して、不服申し立て(審査請求・異議申し立て)、取り消し訴訟ができる。不服申し立てについては、第三者的立場から、内閣府に設置された情報公開・個人情報保護審査会が調査及び審議を行う。

(2) 行政文書の定義

行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、組織的に用いられるものとして当該行政機関が保有しているもの。この条件に合致すれば、行政文書登録しているか否かに関係なく、行政文書として開示請求の対象となる。

2. 情報公開の現状と問題点

法律の施行(平成13年度)から平成25年度までの間に、当局に対して開示請求が行われた行政文書の数(以下、「開示請求文書数」という)は、表-1のように推移しており、平成22年度以降、急激に増加している。

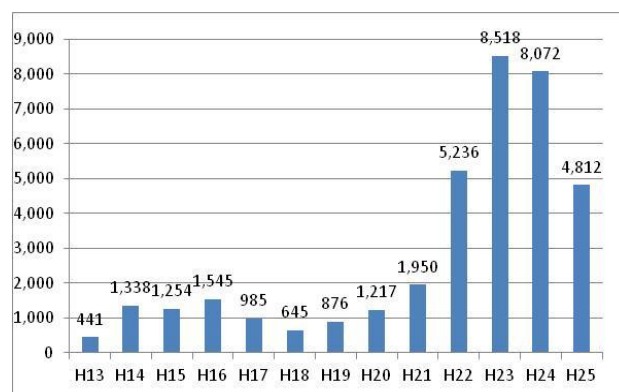


表-1 開示請求文書数の推移

その主な原因として、平成21年度途中に、国土交通省が発注する工事設計書の積算単価に関する取扱方針が変更されたことが挙げられる。従来、工事の契約は変更を伴うことが多く、工事の履行中に積

算単価を開示すると変更予定価格が類推されるおそれがあることから、履行中の工事の積算単価は不開示として対処していた。

しかし、この方針について、ある開示請求事案で不服申し立てを受け、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ「不開示情報には該当せず、開示すべきである」との答申（平成21年度（行情）答申第53号）が出された。以降、工事設計書に関する開示請求があった場合には、工事の進捗度合の如何に関わらず、全ての情報を開示することになった。この結果、工事の落札を目指す建設業者等から行われる工事設計書への開示請求が飛躍的に増加し、その処理を担当する各関係職員への負担も増すことになった。

なお、前記答申が出される前の平成20年度とセルフコピー開始前の平成23年度の開示請求文書数の内訳を比較すると、表-2のとおり変化しており、工事設計書の占める割合が非常に大きくなっていることがわかる。

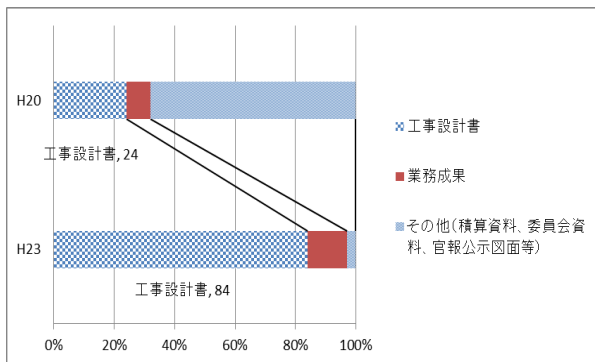


表-2 開示請求内訳の変化

3. 情報公開事務の効率化に関する検討

増加する一方の開示請求により、とりわけ工事設計書を保有する各事務所担当課及び本局担当課の職員は本来業務を行いながら、開示請求に関する事務を処理しなければならない状況で、その負担は非常に大きいものとなっていた。

また、開示請求がピークに達した平成23年度・平成24年度当時、政府では情報公開法の改正案が閣議決定されており（その後、廃案）、その内容は開示決定期限を30日間から14日間へ短縮するもので、開示決定期限の遵守及び職員の負担軽減のためには、何らかの情報公開事務の効率化を検討することが急務となった。

(1) 検討状況

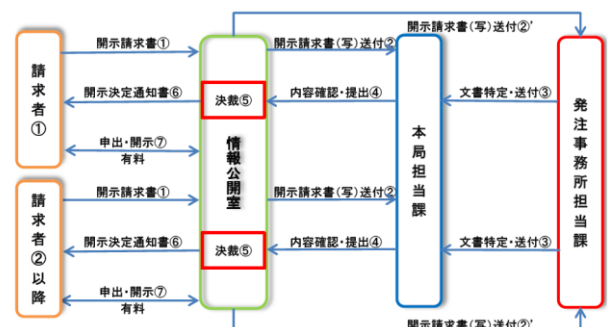
事務の効率化の検討にあたっては、開示請求の大

部分を占める工事設計書に関する開示事務を効率化することが最も効果的であることは明白であり、この方法について、局内各担当課と協議を行うと共に、同様の悩みを抱える他地方整備局の取り組みを研究した。

その検討の結果として、工事設計書のセルフコピー方式を、平成25年1月15日より試行として導入することとした。これは、一度開示請求があり、その後、開示決定にまで至った工事設計書のPDFデータを情報公開室に備え付けたパソコンに保存し、希望者には無料（CD-Rは利用者持参）でセルフコピー方式により提供するものである。試行のイメージは、図-1のとおりである。これにより、これまで同一の工事設計書に対して繰り返し行われていた開示請求を削減することが可能となった。

なお、セルフコピー方式は、情報公開法の法令・規則に基づいたものではなく、行政サービスとしての取り組みではあるが、工事設計書という非常に需要が高い行政文書を、行政側から積極的に公開することは情報公開法の主旨から外れたものではないと考えている。

【従来】同じ工事名の工事設計書の開示請求があった場合



【試行イメージ】同じ工事名の工事設計書の開示請求があった場合

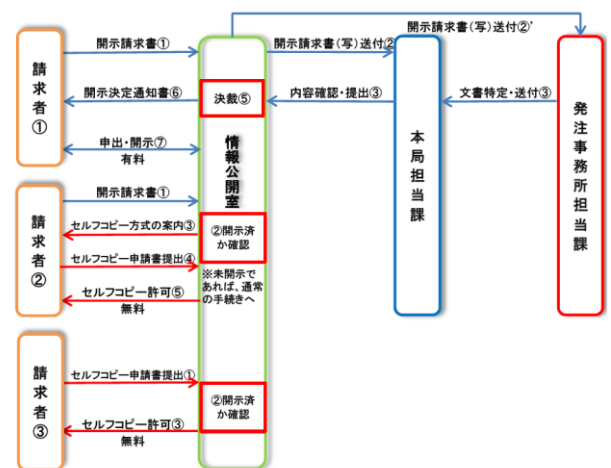


図-1 セルフコピーイメージ図

(2) セルフコピー方式について

セルフコピー方式の概要は以下のとおりである。

①開始時期

平成25年1月15日から開始した。

②対象

平成24年11月以降に当局に対して開示請求があり、一度開示決定した当初契約の工事設計書（最下位の単価表まで）を対象とする。

③実施方法

上記②にかかる工事設計書のPDFデータを情報公開室備付けのパソコンに保存しておき、CD-Rを持参した請求者が申請書（1回の申請で5件までの工事がコピー可能）を提出した上で、請求者自らがCD-RにPDFデータを焼き付ける作業を行う。

なお、コピーを希望する工事設計書がセルフコピーの対象となっているか確認できるようにするため、対象工事の一覧表を作成した。

【福井河川国道事務所】

福井196	平成25年度	丸瀬川天池地区上流河道掘削工事	●	H26.5.27	
福井197	平成26年度	永平寺大野道路轟東地区改良工事	●	H26.5.27	
福井198	平成25年度	カミ川堰堤工事	●	H26.5.27	
福井199	平成23年度	中島鎌谷川第二堰堤工事	●	H26.5.27	
福井200	平成26年度	丸瀬川小野地区水原再生工事	●	H26.5.27	
福井201	平成25年度	国道8号越前地区道路維持工事	●	H26.5.20	
福井202	平成26年度	永平寺大野道路溪見西地区改良工事	●	H26.6.3	
福井203	平成26年度	永平寺大野道路轟西地区法面その他工事	●	H26.6.3	
福井204	平成26年度	永平寺大野道路轟2号橋補修工事	●	H26.6.3	
福井205	平成26年度	永平寺大野道路上志北IC改良その他工事	●	H26.6.3	
福井206	平成26年度	大野油坂道路下唯野地区他改良工事	●	H26.6.3	
福井207	平成26年度	永平寺大野道路1工区舗装工事	●	H26.6.3	
福井208		速敷川堤防浸透対策工事	●	準備中	H26.5.12
福井209	平成26年度	国道8号金ヶ崎地区他防災対策工事	●	H26.6.3	
福井210	平成26年度	国道27号道路維持工事	●	H26.6.3	
福井211		永平寺大野道路上志IC改良その他工事	●	準備中	H26.5.19
福井212		愛免除雷払幅足田地区改良工事	●	準備中	H26.6.2
福井213		機北地区非常警報設備改修工事	●	準備中	H26.6.3
福井214		機南地区非常警報設備改修工事	●	準備中	H26.6.3

セルフコピー対象リスト

④対象工事の更新

新規工事のPDFデータをできるだけ早く入手したい請求者のニーズに応えるため、開示決定がなされた翌週火曜日にコピー可能対象工事の更新を行うこととした。また、工事設計書の開示請求の特徴として、契約締結に至った後、比較的短期間で特定の工事設計書に開示請求が集中する傾向がある。そのため、開示請求が行われたばかりでセルフコピーが可能になっていない工事設計書についても、セルフコピー対象予定の「準備中」案件として一覧表に掲載（開示請求年月日も併せて記載）することで、同一の工事設計書に対して重複して多数の開示請求が行われる事ができるだけ少なくなるようにした。

⑤周知方法

工事設計書に関する開示請求のもう一つの特徴として、同一の者（リーピーター）から繰り返し開示請求が行われるというものがある。そのため、試行内容を周知するためのチラシを作成し、情報公開室

へ工事設計書の開示請求で訪れた者へチラシの手渡しを行い、更に開示請求者に開示決定通知書を送付する際にチラシを同封して、周知を行った。

「工事設計書」を情報公開室PCでセルフコピー可能とする試行について（お知らせ）

近畿地方整備局では平成25年1月15日より、一度開示決定した「工事設計書」を、情報公開室内PCにてセルフコピー方式により提供する試行を開始します。

1. 試行期間
平成25年1月15日～平成25年3月31日（以降の継続は、実施効果により判断）

2. 対象となる工事設計書
平成24年11月以降に開示請求を受付、一度開示決定した工事設計書（当初契約・全部開示のみ）
（掲載範囲）
道路・河川・機械・電通工事は「設計内訳書」（鏡から参考資料まで）
営繕工事は「工事費内訳書」（表紙から細目別内訳書まで）

3. 提供する期間
初めて提供した日から1年後の月末まで
※原則として、一度開示決定した日の翌週火曜日13時以降からコピー可能。

4. 閲覧及び提供方法
(1) 窓口で手続きが必要となります。提供の方法は、ご自身で持参された新品のCD-RもしくはDVD-Rへのセルフコピー方式となります（無料）。セキュィティの問題でUSBメモリは不可。※郵送・オンラインでの対応も不可です。
(2) 受付は番号札を配布の上、順番制とし、1回の手続きで5件を限度として提供可能です。（同日中に5件以上の提供を希望される場合、再度番号札をとって頂いての手続きは可能）※なお、現在、開示請求をされている工事設計書を試行提供に切り替えることは不可とさせていただきます。

4. その他
情報公開室にて、コピー可能な工事設計書のリストを閲覧することが可能です。リストに掲載されていない件名、郵送・オンラインによる手続きについては、従来どおり情報公開法に基づく情報公開請求手続きをおこなってください。
※コピー可能なリストについて、電話によるお問い合わせにはお答えできません。

近畿地方整備局 総務部総務課（情報公開室）
TEL 06-6942-1141

周知用チラシ

4. 効率化の検証

平成25年1月15日にセルフコピー方式を開始して以降、開示請求文書数の減少など、一定の事務の効率化が図ることができた。その内容について、以下のとおり検証する。

(1) 開示請求文書数の推移

平成23年度から平成25年度までの開示請求文書数の推移は表-3のとおりとなった。ピークだった平成23年度と比較すると約43.5%の減少となっている。一方で、当局で契約された工事の件数は、大型の補正予算などで工事の契約件数が増加傾向であったにもかかわらず、開示請求文書数は減少しており、一定の効果があつたことがわかる。

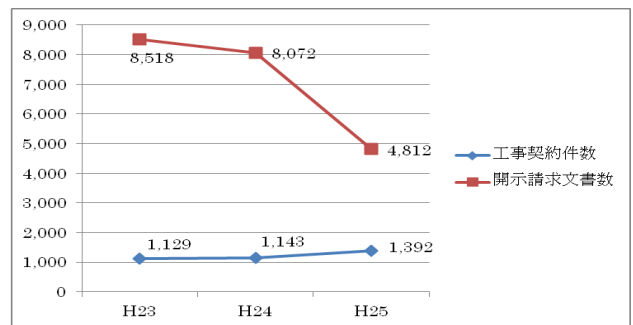


表-3 開示請求文書数の変化

(2) 事務の効率化(時間換算)

通常、1件の工事設計書の処理には、図-1で示したとおり、受付から開示の実施までに多数の職員が関わっている。おおまかに時間換算してみると以下のとおりである。

- ①受付・形式審査(情報公開室)→約20秒
 - ②事務所担当課・本局担当課の特定及び請求書写しの送付(情報公開室)→約2分
 - ③文書特定・送付(事務所担当課)→約2分
 - ④内容確認・提出(本局担当課)→約1分
 - ⑤開示決定起案・決裁(情報公開室)
→約2分30秒
 - ⑥開示決定通知書送付(情報公開室)
→約1分30秒
 - ⑦開示の実施(情報公開室)→約20秒
- 合計:約9分40秒/1件

平成25年度において、工事設計書の請求文書数を約3,000件削減することができたため、総時間にすると以下のとおりとなる。

「9分40秒×3,000件=29,000分(a)」

これに対し、セルフコピーデータの更新作業等は一週間で要する作業時間は以下のとおりとなる。なお、セルフコピーの申請件数は一週間で約70件程度となっている。

- ①工事設計書のリストアップ作業→約100分
 - ②工事設計書PDFデータ更新作業(ハイパーリンク)→約60分
 - ③閲覧ファイル(2冊)の更新作業→約20分
 - ④セルフコピー申請の受付対応等(約70件/週)
→約30分
- 合計:約210分/週

したがって、平成25年度の総作業時間は「210分×52週=10,920分(b)」となる。

最終的に平成25年度で省力化できた時間を計算すると以下の結果となった。

「(a)-(b)=29,000分-10,920分=18,080分(約300時間)」

これらの計算はあくまで概算ではあるが、セルフコピー方式の導入によって、工事設計書の開示請求事務に関係する職員の負担を少なからず軽減することはできたものと考えられる。また、請求者にとってもCD-Rさえ持参すれば、無料で希望する工事設計書のデータを入手することができるため、特段苦情等も寄せられず、おおむね好評である。

なお、平成25年1月15日から平成26年3月31日までのセルフコピー方式の利用状況だが、申

請件数が3,928件、申請文書数が14,644件である。

(3) セルフコピー方式の問題点

現在、多くの請求者にセルフコピー方式を利用しているが、下記の2点が主な運用上の問題点として挙げられる。

- ①1人目の請求者のみが開示請求手数料を負担し、無料でセルフコピーを行う2人目以降の請求者と費用負担の面で不公平感がある。
- ②セルフコピーを行うために当局の情報公開室へ来庁してもらう必要があるため、遠方にしか営業所を持っていない請求者が利用できない。

①については、確かに1人目の請求者が開示請求手数料を負担することになるが、セルフコピーは開示決定後にしか行うことができないため、1人目の請求者が最も早く工事設計書を入手することができるという利点がある。また、この問題を解決するものではないが、結局は他者が請求した工事設計書を自分自身がセルフコピーする立場にもなることをそれぞれの請求者が理解されているのか、費用負担に関する苦情等の申出はなかった。

②については、その問題点の解消として、インターネットを活用する方法が最も効果的ではあるが、工事設計書のデータに当局が関知しない不特定多数の者がアクセスすること、また、開示請求やセルフコピーでは行われる申請行為が全くない者に、工事設計書(行政文書)を開示するのかなど、いくつかの懸念材料が事務の効率化を検討する際に関係各課から寄せられた。

今後、他地整の取り組み事例なども検討し、できるだけ不公平感のない方法を引き続き模索する必要があると考える。

5. おわりに

セルフコピー方式の導入によって、ある一定の事務の効率化を図ることはできたが、依然として当局が保有する行政文書への開示請求文書数は高い水準にある。セルフコピー方式の利用件数を見ても、特に工事設計書や業務成果品など商業利用価値のある行政文書へのニーズは高まる一方であり、その対応を検討することは引き続き課題として残っていると云わざるを得ない。

また、情報公開法第24条では「行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実」が定められており、情報公開法の目的である「国民への説明責任」を全うするためには、商業利用目的とはいえ、

開示請求制度による行政文書の開示だけでなく、今後、当局が保有する情報を自発的に提供していく方法についても更に充実させていく視点も必要と考える。

なお、本稿は従前の所属である近畿地方整備局総務部総務課での所掌内容である。